

(要領様式第 6 号)

事業計画書に対する知事意見書

8 資第151号
8 上伊地環第38-1号
8 上伊地環第52-1号
令和 8 （2026）年 9 月 8 日

木下建設株式会社
代表取締役 木下 勝貴 様

長野県知事
長野県上伊那地域振興局長

令和 8 年 4 月 13 日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 44 条第 1 項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	木下建設株式会社 代表取締役 木下 勝貴 長野県飯田市松尾町一丁目 22 番地
(2) 事業計画の概要	
➤申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物処分業の変更許可
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市下久堅知久平 1901 番 2、1901 番 3
② 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（破碎）
③ 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	○破碎する廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
④ 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分（保管）の用に供される場所の面積及び埋立（保管）容量）	○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類の破碎施設 一次破碎機 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 630.4 t/日（78.8 t/h：8 時間稼働） がれき類 630.4 t/日（78.8 t/h：8 時間稼働）

	二次破砕機 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 258.4 t/日 (32.3 t/h : 8 時間稼働) がれき類 258.4 t/日 (32.3 t/h : 8 時間稼働)	
⑤変更の概要	新	旧
	○中間処理 ・破砕する産業廃棄物 <u>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る）</u> 、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	○中間処理 ・破砕する産業廃棄物 がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
➤申請の区分（Ⅱ）	産業廃棄物処理施設の設置許可（二次破砕機）	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市下久堅知久平1901番2、1901番3	
② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破砕施設 （（株）マキテック MS5-7F）	
③ 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	○破砕する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力 （廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分（保管）の用に供される場所の面積及び埋立（保管）容量）	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。） 258.4 t/日 (32.3 t/h : 8 時間稼働) がれき類 258.4 t/日 (32.3 t/h : 8 時間稼働)	
➤申請の区分（Ⅲ）	産業廃棄物処理施設の変更許可（一次破砕機）	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市下久堅知久平1901番2、1901番3	
② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破砕施設 （（株）郷鉄工所 S6D）	

③ 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	○破砕する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分（保管）の用に供される場所の面積及び埋立（保管）容量）	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。） 630.4 t/日（78.8 t/h：8時間稼動） がれき類 630.4 t/日（78.8 t/h：8時間稼動）	
⑤変更の概要	新	旧
	設置場所 長野県飯田市下久堅知久平1901番2、1901番3	設置場所 長野県飯田市下久堅知久平1844番

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。